

平成28年7月26日
総務省政策統括官(統計基準担当)

諮問第93号の概要

(作物統計調査の変更)

作物統計調査の概要

調査の目的

耕地及び作物の生産に関する実態^(注)を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備することを目的とする。

(注)本調査の調査対象作物等は、耕地面積、水陸稲、麦類、大豆、かんしょ、飼料作物、甘味資源作物、茶、果樹(15品目)、野菜(41品目)、花き等

調査の概要

調査の沿革

➤ 昭和22年に開始。昭和25年からは旧統計法（昭和22年法律第18号）に基づく指定統計調査として実施。その後、累次の改正を行い、最近では平成17年度や19年度に、調査の簡素化・効率的実施等の観点から、整理・再編等の見直しを実施

調査範囲

- ①面積調査
 - (ア)耕地面積調査…全ての耕地
 - (イ)作付面積調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ②作況調査
 - (ア)作柄概況調査…全国の区域
 - (イ)予想収穫量調査…全国の区域
 - (ウ)収穫量調査…作物によって全国の区域又は主産県^(注)の区域
 - ③被害調査
 - (ア)被害応急調査…作物について重大な被害が発生したと認められる区域
 - (イ)共済減収調査…農作物、畑作物又は果樹共済事業を実施する都道府県のうち、当該作物ごとに定める区域
- (注)主産県とは、調査対象品目ごとの作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県

調査票及び調査事項

- ①面積調査 12票^(注)
 - (ア)耕地面積調査…田畑別面積、田畑別拡張及びかい廃面積
 - (イ)作付面積調査…作物の種類別作付面積
 - ②作況調査 20票^(注)
 - (ア)作柄概況調査…水稻の時期別の作柄概況
 - (イ)予想収穫量調査…水稻の予想収穫量
 - (ウ)収穫量調査…作物の種類別収穫量
 - ③被害調査 6票
 - (ア)被害応急調査…被害を受けた作物の災害種類別作付面積及び被害量
 - (イ)共済減収調査…作物の種類別共済基準減収量及び当該基準減収量に係る作付面積
- (注)9票は、面積調査及び作況調査を兼ねる調査票である。

調査組織

➤ 農林水産省－地方農政局等－報告者
※調査方法 ⇒ 職員、調査員、郵送、オンライン

調査期日及び公表時期

- ①面積調査
調査期日…耕地面積調査及び水稻の作付面積調査 ⇒ 7月15日 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 主として当該作物の収穫期
公表時期…耕地面積調査 ⇒ 10月下旬 水稻の作付面積調査 ⇒ 9月下旬等 水稻以外の作付面積調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ②作況調査
調査期日…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月15日、8月15日及び統計部長が定めるもみ数確定期 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月15日
公表時期…作柄概況調査（水稻） ⇒ 7月下旬、8月下旬及び9月下旬 予想収穫量調査（水稻） ⇒ 10月下旬
収穫量調査 ⇒ 当該作物の調査のおおむね2か月後
- ③被害調査
調査期日…被害応急調査 ⇒ 作物について重大な被害が発生したと認められるとき 共済減収調査 ⇒ 当該作物の収穫期
公表時期…被害応急調査 ⇒ 原則四半期及び天災融資法発動の際 共済減収調査 ⇒ 調査実施後3か月以内

(参考) 作物統計調査等の体系

作物統計調査（基幹統計調査）

（調査の対象及び方法）

（主な調査事項）

面積調査

耕地面積調査

耕地

作付面積調査

水稻

水稻以外

全ての耕地に対する職員又は調査員による対地標本実測調査

田畑別耕地面積、水稻作付面積

関係団体（JA等）に対する往復郵送調査及び巡回・見積り

作物別作付面積
（畑作物、果樹、野菜、花き等）

作況調査

作柄概況調査

予想収穫量調査

収穫量調査

水稻

水稻以外

茶

甘味資源作物

水稻の作付けされたほ場に対する職員又は調査員による実測調査

水稻の10a当たり収量、収穫量

関係団体（JA等）及び農林業経営体に対する往復郵送調査

10a当たり収量、収穫量、出荷量

荒茶工場に対する往復郵送調査

摘採面積、生葉収穫量、荒茶生産量

精糖工場に対する往復郵送調査

10a当たり収量、収穫量

[水稻以外の作物]
陸稻、麦類、大豆、かんしょ、
飼料作物、果樹、野菜、花き

[甘味資源作物]
てんさい、さとうきび

被害調査

被害応急調査

共済減収調査

重大な被害が発生した土地に栽培された農作物に対する職員による巡回・見積り

被害面積、被害量、被害金額

作物ごとの減収標本筆に対する職員又は調査員による実測調査

減収量、減収面積
（水稻、畑作物、果樹）

特定作物統計調査（一般統計調査）

面積調査

作付面積調査

作況調査

収穫量調査

豆類、そば、なたね、
こんにゃくいも、い

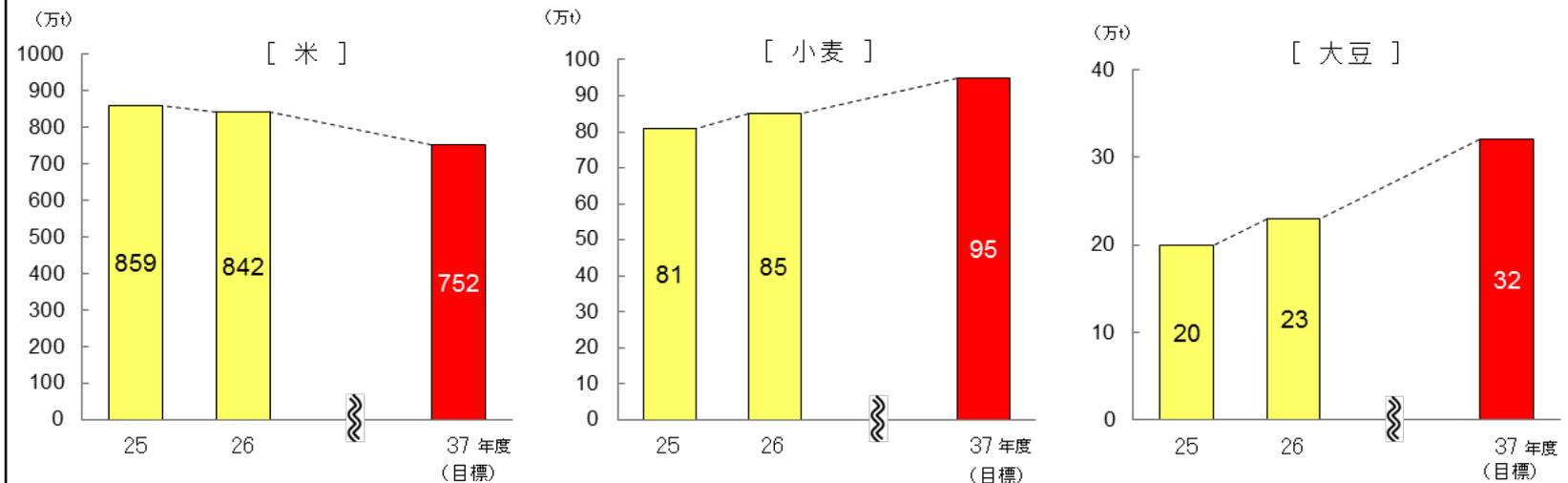
※作物統計調査（水稻以外）に準じて実施

作物統計の利活用状況（1）

○ 主要作物に関する生産努力目標の策定及び達成状況の検証の基礎資料として利用

（注）食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき、「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）を策定し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めることとされている。同計画では、主要作物に関する生産努力目標も定められている。

主要作物の生産努力目標

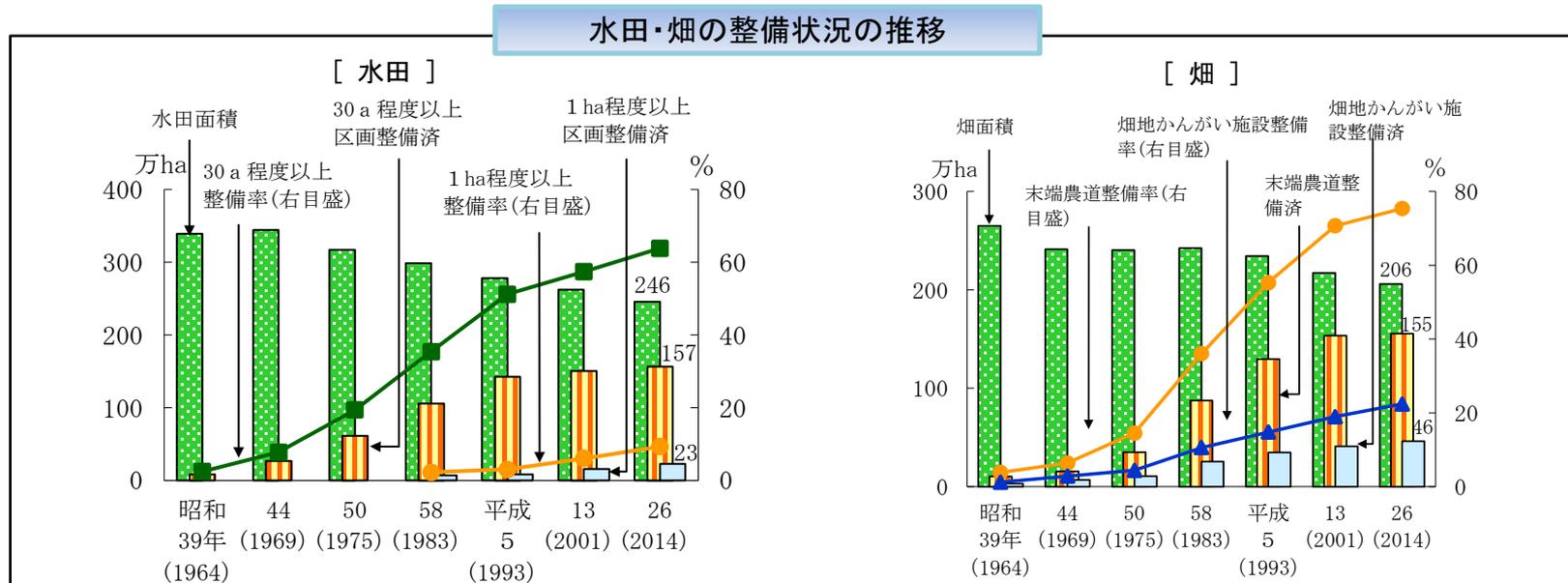


資料：農林水産省「作物統計」、「食料・農業・農村基本計画」

作物統計の利活用状況（2）

○ 「土地改良長期計画」(注)（平成24年3月30日閣議決定）の進捗・達成状況の確認・検証の資料としての利用

(注)土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づき策定



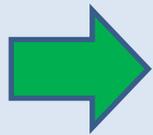
資料:農林水産省「作物統計」、「農村振興局調べ」

○ その他法令に基づく公的支援等の基礎資料としての利用

- ・ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)に基づく、水田・畑作経営所得安定対策の収入減少影響緩和対策額の算定
- ・ 農業災害補償法(昭和22年法律第185号)に基づいて、農業災害補償制度により国が補填する損害の額の認定の際の検証
- ・ 地方交付税法(昭和25年法律第211号)に基づき総務大臣に提出する資料のうち、特別交付税に関する省令(昭和51年自治省令第35号)で定められた農作物被害による特別財政需要額の算定

〔調査計画の変更②〕調査時期の変更

- 限られた統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減とともに、調査結果の利活用状況を踏まえ、調査の簡素化・効率化を図る必要がある。



〔変更内容〕

作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期を変更する。

全国調査^(※1)の実施時期の変更について

【現行】全国調査の実施時期		
作物名	作付面積調査	収穫量調査
麦類	毎年	毎年
大豆		
陸稲	毎年	毎年
かんしょ		3年
飼料作物		
野菜	3年	6年
花き		
果樹	毎年	5年
茶		
てんさい	※2	※2
さとうきび	※3	※3



【変更後】全国調査の実施時期		
作物名	作付面積調査	収穫量調査
麦類	毎年	毎年
大豆		
陸稲	3年	6年
かんしょ		
飼料作物		
野菜	3年	6年
花き		
果樹	6年	6年
茶		
てんさい	※2	※2
さとうきび	※3	※3
そば	毎年	毎年
なたね		

※1 全国調査実施年以外の年は、主産県調査(作付面積のおおむね8割を占めるまでの上位都道府県を対象とする調査)の結果から推計した全国値を公表

※2 「てんさい」については、毎年北海道について調査を実施(変更なし)

※3 「さとうきび」については、毎年鹿児島及び沖縄について調査を実施(変更なし)

〔論点〕

調査目的、統計ニーズ等の観点から、調査の実施時期の変更は妥当か。

〔調査計画の変更③〕調査事項の変更

- 限られた統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減とともに、調査結果の利活用状況を踏まえ、調査の簡素化・効率化を図る必要がある。

[変更内容①]

麦類の作付面積調査において、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦についても、子実用^(注)のみ把握

(注)主に食用に供すること(子実生産)を目的とするもの。

【現行】

作物名	面積計	子実用	青刈り用	
				飼料用
小麦	○	○	○	○
二条大麦	○	○	○	○
六条大麦	○	○	○	○
はだか麦	○	○	○	○
えん麦	○	○	○	○
らい麦	○	○	○	○



【変更後】

作物名		子実用		
小麦		○		
二条大麦		○		
六条大麦		○		
はだか麦		○		

[変更内容②]

茶収穫量調査について、茶種別^(注)の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を年間計及び一番茶(現行6分類)に変更

(注)玉露、かぶせ茶、てん茶、普通せん茶、玉緑茶、番茶、その他

【現行】

	合計及び茶種別		
	摘採面積	生葉集荷量	荒茶生産量
年間計	○	○	○
一番茶	○	○	○
二番茶	○	○	○
三番茶	○	○	○
四番茶	○	○	○
冬春秋番茶	○	○	○



【変更後】

	合計		
	摘採面積	生葉集荷量	荒茶生産量
年間計	○	○	○
一番茶	○	○	○

[論点]

把握目的、利活用、報告者負担等の観点から、調査事項の変更は妥当か。

前回答申時の課題への対応

前回答申（注）において、「今後の課題」として、以下の検討課題が指摘されている。

（注）「諮問第315号の答申 作物統計調査の改正について」（平成19年2月9日付け統審議第1号）

今後の課題

○ 標本経営体（※）に係る標本設計の検討

今回の調査計画（平成19年度から適用される本調査の調査計画）における標本経営体の標本設計については、単収等の誤差情報に係るデータが十分そろっていない段階での設計であるが、実査を通じて、関係団体及び標本経営体から得られた作付面積、自家消費用及び贈答用を含めた収穫量、単収等に係るデータの検証を行い、必要なデータを得て、できるだけ早期に、分布状況、標準誤差、目標精度等を踏まえたより適切な標本設計、標本配置等に向けた検討を行うことが必要である。

（※）標本経営体とは、2015年農林業センサスの結果に基づき整備された母集団情報から無作為に抽出した農業経営体（個人出荷農家等）

○ 調査に係る誤差情報の提供

今回の調査計画（平成19年度から適用される本調査の調査計画）は、標本設計、調査事項、調査方法等の大幅な変更を行った上で実施するものであり、統計利用者の利便性の確保を図る観点から、「統計行政の新たな展開方向」（平成15年6月27日各府省統計主管部局長等会議申合せ）の趣旨に即して、調査に係る誤差情報（抽出方法・抽出率、回収率、集計・推定方法、達成誤差等）の提供に努めることが必要である。



農林水産省における対応状況について、部会で確認